

独立行政法人地域医療機能推進機構法案新旧対照条文・目次

一	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）	（附則第七条関係）	．．．．．	一
二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	（附則第九条関係）	．．．．．	四
三	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	（附則第十条関係）	．．．．．	六
四	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	（附則第十一条関係）	．．．．．	八
五	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）	（附則第十二条関係）	．．．．．	九
六	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）	（附則第十三条関係）	．．．．．	十

◎ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）  
 （附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資本金）                      第五条（略）</p> <p>2 機構は、附則第三条第二項又は第三条の三第二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。</p> <p>3 （略）                      （中期目標の期間の特例）                      第十九条 機構の中期目標の期間は、通則法第二十九条第一項の規定にかかわらず、五年六月間とする。</p> <p>（機構の解散等）                      第二十条 機構は、その成立の日から起算して五年六月を経過した日に解散する。</p> <p>2 機構の資産及び債務（独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成二十一年法律第 号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人地域医療機能推進機構が承継するものを除く。）は、その解散の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3 機構の平成二十二年四月一日に始まる事業年度の通則法第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成については、</p>	<p>（資本金）                      第五条（略）</p> <p>2 機構は、附則第三条第二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。</p> <p>3 （略）                      （中期目標の期間の特例）                      第十九条 機構の中期目標の期間は、通則法第二十九条第一項の規定にかかわらず、五年間とする。</p> <p>（機構の解散等）                      第二十条 機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散する。</p> <p>2 機構の資産及び債務は、その解散の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3 機構の平成二十二年四月一日に始まる事業年度は、通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとし</p>

厚生労働大臣が従前の例により行うものとする。

456 (略)

第二十二條 第十三條並びに附則第三條の二第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行った場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (業務の特例)

第三條の二 機構は、第十三條に規定する業務のほか、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四條の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七條ノ二の事業の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるものの運営又は管理を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する施設に係る業務を第十四條第三号に定める勘定で整理するものとする。

3 機構は、厚生労働大臣が年金福祉施設等のうち独立行政法人地域医療機能推進機構法附則第三條第一項の規定により独立行政法人地域医療機能推進機構に承継させることが適当なものを定めたときは、当該年金福祉施設等については、第十三條の規定にかかわらず、同條第一号及び第二号に掲げる業務を行わないものとし、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うものとする。

4 前項に規定する業務に係る經理の区分については、第十四條の規定を準用する。

、当該事業年度に係る機構の通則法第三十八條に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成については、厚生労働大臣が従前の例により行うものとする。

456 (略)

第二十二條 第十三條に規定する業務以外の業務を行った場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(国の権利義務の承継等の特例)

第三条の三 厚生労働大臣が前条第一項の規定により施設を定めた場合には、その時において、当該施設に係る同項に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。

3 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

◎ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）  
 （附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第</p>	<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第</p>

二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

257 (略)

二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百十一条の施設として病院を開設する者

257 (略)

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）  
 （附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出）                      第百十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 繰上り（略）</p> <p>又 業務勘定からの繰入金</p> <p>ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成二十一年法律第号）第十五条第三項の規定による納付金</p> <p>ク 附属雑収入</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 繰上り（略）</p> <p>ニ 健康保険法の規定による拠出金</p> <p>ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十五条第三項の規定による納付金</p> <p>ヘ 附属雑収入</p> <p>二（略）</p>	<p>（歳入及び歳出）                      第百十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 繰上り（略）</p> <p>又 業務勘定からの繰入金</p> <p>ル 附属雑収入</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 繰上り（略）</p> <p>ニ 健康保険法の規定による拠出金</p> <p>ホ 附属雑収入</p> <p>二（略）</p>

<p>6 (略)</p> <p>7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十五条第三項の規定による納付金</p> <p>ト (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金</p> <p>ト (略)</p> <p>二 (略)</p>
---	---

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）  
 （附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>第四条の二 削除</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による保健事業及び福祉事業の実施）</p> <p>第四条の二 政府は、第五百五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。</p>

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）  
 （附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二十九条の三 削除</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理）</p> <p>第二十九条の三 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の第七十九条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。</p>

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）  
（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）</p> <p>第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）</p> <p>第九条の四の二 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理）</p> <p>第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百十号）第三条の規定による改正前の第七十四条の施</p>

設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。